熊 本 県 文 化 協 会 会 則

（名　称）
第１条　この会は、熊本県文化協会と称する。

（事務局）
第２条　この会は、事務局を熊本県立図書館内におく。

（目　的）
第３条　この会は、県内の文化関係の諸団体ならびに諸機関等の相互の連絡協調をはかり、　文化の育成発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
１　文化事業の主催ならびに後援
２　県内各種文化団体ならびに文化機関の相互の連絡協調と情報交換
３　県外文化団体ならびに文化機関との交流
４　その他、文化の育成発展に必要な事業

（組　織）
第５条　この会は、県内文化関係の団体ならびに機関をもって組織する。
２　この会に入会するものは理事会の承認を要する。

（役　員）
第６条　この会に次の役員をおく。
会長、副会長４名、専務理事、理事若干名、監事２名
第７条　役員の選出は、熊本県文化協会役員選出規程による。
第８条　役員の任務は、次のとおりとする。
１　会長はこの会を代表し、会務を総括し、理事会の議長となる。
２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
３　専務理事は事務局を総括し、事務を処理する。
４　理事は会務の運営に当たる。理事会において理事のうち若干名を常務理事として選出し、会務の執行にあたらせる。
５　監事は会計を監査する。
第９条　役員の任期は２年とし、重任を妨げない。補欠に就任したものの任期は前任者の残存期間とする。
第10条　この会に最高顧問、名誉顧問、名誉会長、常任顧問・顧問及び相談役をおくことができる。
２　最高顧問、名誉顧問、名誉会長、常任顧問・顧問及び相談役は理事会にはかって選出し、総会の承認をうける。
３　最高顧問、名誉顧問、名誉会長、常任顧問・顧問及び相談役は理事会に出席し意見をのべることができる。

（会　合）
第11条　この会は、次の会合をもつ。
１　総会　定例総会は年１回春期に開催する。
２　会長が必要と認めたとき、もしくは会員の三分の一以上が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
３　理事会は年１回以上とし、会長が招集する。
４　常務理事会は、原則として月１回開催する。
５　常務理事会の合議により、会務を推進するために特別委員会を設置することができる。

（経　費）
第12条　この会の経費は会費、補助金、寄付金その他をもってあてる。
２　この会の会費は個々の団体（文化施設を含む）ごとに年額10,000円とする。ただし、一定規模以上の団体については常務理事会において定める。
３　市町村文化協会の会費については常務理事会において定める。

（会計年度）
第13条　この会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事務局）
第14条　この会の事務を処理するため専務理事のもとに事務局長、書記若干名をおき、会長がこれを委嘱する。

（その他）
第15条　　会員には定期刊行物「熊本文化」（200円）を配布する。

付　則
昭和45年11月９日制定
平成９年５月27日改正
平成10年５月28日改正
平成16年３月16日改正
平成18年６月１日改正
平成23年５月30日改正し、平成24年４月１日から適用する。